

生活科と総合的な学習の時間の比較に関する一考察

A study on the comparison of time for Living Environment Studies and the Period for Integrated Studies

磯 島 年 成 熊 谷 雅 史*¹
ISOJIMA Toshinari KUMAGAI Masahumi

I. はじめに

各教科等についての誕生については、各々の教科等の誕生に至るまでの時代背景や新設への必要性などから誕生してきたものと推測することができる。教科等の誕生という点から生活科は、平成元年の学習指導要領の改訂に伴って新設され、総合的な学習の時間においては、平成10年の学習指導要領の改訂の際に誕生した。総合的な学習の時間の新設は、学習指導要領の1つの節ではなく、他教科等とは異なり、総則編の中に位置付けられるといったこれまでにはない新設の仕方をたどっている。また、総合的な学習の時間の新設の際には、低学年には、「総合的な性格である生活科があること」という理由から小学校3学年以上に位置付けることとなった。生活科の新設からおよそ10年後に誕生した総合的な学習の時間であるが、低学年に総合的な学習の時間を置かなかった理由から生活科は、すでに誕生から総合的な学習の時間の考え方で実践してきたことを伺い知ることができる。

そこで、生活科と総合的な学習の時間が同様な考え方がある一方で、異なる点も明らかにすることで各々の学習の特性、教科性がより明確になってくるものと考えた。

II. 生活科の変遷

1. 生活科の新設に至るまで

生活科は、平成元年の学習指導要領の改訂において、新しい教科として位置付けられた教科である。そして、生活科の新設に伴ってこれまでの低学年での教科に位置付けていた社会科、理科は廃止された。このように小学校の学習指導要領の改訂の中で教科の廃止、新設が行われたということは、大きな変革として捉えることができ、特に小学校の低学年教育を見直す契機となった。

(1) 昭和42年教育課程審議会の答申と生活科

戦後教育の昭和20年代においては、「問題解決学習」「生活単元学習」の実践が行われデュー

*1 札幌市立新琴似緑小学校

イに代表される「経験主義」の学習が展開されてきた。やがて這い回る経験主義、基礎学力の低下への批判から昭和30年代になると系統性を重視した学習への転換となり、低学年においても系統性のある社会科、理科を位置付けて実践してきた。しかし、実践していく中で社会科、理科においていくつかの問題が指摘されるようになってきた。

昭和42年の教育課程審議会の答申では、社会科については、「低学年の内容のうち、具体的に欠け、教師の説明を中心にした学習に流れやすいものの取り扱いについて検討を加えるとともに、児童の生活に即した具体的な社会の要請等についても十分に配慮して改善を図り、児童の発達段階を考慮して、他教科、道徳等とも関連させて、効果的な指導ができるようにする。」とある。また、理科についても「低学年の児童の著しい特徴である全体的、直覚的な物の見方や考え方が、中、高学年の学習の基礎になるものであることを重視する。したがって、低学年においては児童が自ら身近な事物や現象に働きかけることを尊重し、児童が対象を比較したり、関係づけたりするなどの経験を豊富にするような内容に改善する。」といった改善の必要性が述べられている。この答申から低学年の発達段階を重視した学習の在り方として「教師の説明を中心にした学習からの脱却、低学年の特徴である全体的、直観的な物の見方や考え方を生かした学習の重視、児童が自ら身近な事物に働きかけることの尊重…等々」があげられているが、これらの改善点は、現在の生活科の考え方と重なるものであり、生活科の考え方の原点として捉えることができる。

(2) 昭和46年中央教育審議会答申と生活科

昭和46年中央教育審議会答申では、小学校教育における基礎的な能力の育成の点から国語教育と数学教育の役割の重視を指摘する一方で、特に低学年教育については、「知性・情操・意志および身体の総合的な教育訓練により生活および学習の基本的な態度・能力を育てることが大切であるから、これまでの教科の区分にとらわれず、児童の発達段階に即した教育課程の構成の仕方について再検討する必要がある。」とし、低学年教育を見直す必要性をあげている。

この答申からも積極的に合科、関連的な指導を取り入れ総合的な性格をもった教科であり、生活上必要な習慣や技能を身に付けさせることを目標とした生活科の考え方と重なる部分が多いことがわかる。

(3) 昭和50年教育課程審議会（中間まとめ）と生活科

このまとめでは、「社会科及び理科の内容の中心として、例えば、児童が自分たちをとりまいている社会的及び自然的環境について学習することを共通のねらいとするような、目標と内容をもった新しい教科を設けることについて研究してみる必要がある。」とし、「新たな教科を設ける」といった新たな視点をもって低学年教育を見直すこととなった。

(4) 昭和51年教育課程審議会答申と生活科

昭和51年の教育課程審議会答申の改善の具体的な事項に「低学年の内容については、自然の事物・現象について、見たり、探したり、作ったり、育てたりする具体的な活動を通

して、基礎的な知識・技能の習得や自然を調べる能力及び態度の育成が図れるようにする。内容の構成に当たっては、実際の指導において他の教科との合科的な指導が従来以上に行われやすいように配慮する。」として教科の新設によらず既存の教科の中で一層の合科的な指導をとりいれていく方向への転換を伺い知ることができる。

(5) 昭和61年臨時教育審議会第2次答申と生活科

この答申「小学校低学年の教科の構成については、読・書・算の基礎の修得を重視するとともに、社会・理科などを中心として、教科の総合化を進め、児童の具体的な活動・体験を通じて総合的に指導することができるように検討する必要がある。」と、低学年の教科の再構成の方向性が示された。答申から現在の生活科の目標である「具体的な活動・体験を通して…」の同様な記述がみられる。

(6) 昭和61年教育課程審議会「中間まとめ」

中間まとめにおいて「低学年の教育全体の充実を図る観点から低学年に新教科として生活科（仮称）を設定し、体験的な学習を通して総合的な指導を一層推進するのが適当である」と考える。生活科（仮称）は、児童が自分たちとのかかわりにおいて人々（社会）や自然をとらえ、児童の生活に即した様々な活動や体験を通して、社会認識や自然認識の芽を育てるとともに、そのような活動や体験を行う中において自己認識の基礎を培い、生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養うことをねらいとして構想するのが適当であるとする。尚、社会科及び理科はその中に統合することとする。したがって、低学年の各教科は、国語、算数、生活（仮称）、音楽、図画工作及び体育より編成することとする」とし、生活科が新設されることとなった。この中間のまとめの記述の中にのちの生活科の目標に示される次の文言がみられる。

- ・活動や体験を通して
- ・生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う

また、直接、目標に示されていないが、生活科の教科性を表す言葉として次の言葉があげられる。

- ・低学年の教育全体の充実を図る。
- ・体験的な学習を通して総合的な指導を一層推進する。
- ・児童が自分たちとのかかわりの中で人々（社会）や自然をとらえる。
- ・社会認識や自然認識の芽を育て、自己認識の基礎を培う。

特に生活科の新設が、低学年の教育全体の充実を図ることのねらいがあるが、現在の生活科においても幼児教育との関連を図る、スタートカリキュラムの作成の中核を担うなどしている点からもその考え方が現在に継承されていることがわかる。

2. 生活科の新設

(1) 平成元年の学習指導要領からみえること

①教育課程審議会の答申を目標への反映

生活科は、平成元年の学習指導要領の改訂に伴い新設となった。生活科の新設の趣旨とねらいについて教育課程審議会の答申から次の4点に整理できる。

- ・低学年児童には、具体的な活動を通して思考する発達上の特徴がみられるので、直接体験を重視した学習活動を展開し、意欲的に学習や生活をさせるようにする。
- ・児童の取り巻く社会環境や自然環境を自らもそれらを構成するものとして一体的にとらえ、また、そこに生活するという立場からそれらに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるようにする。
- ・社会、自然及び自分自身にかかわる学習の過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせるようにする。
- ・上記の3つを学習や生活の基礎的な能力や態度の育成を目指すものととらえ、それを通じて自立への基礎を養うこととする。新設した生活科の目標は、「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な社会や自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。」とあり、上記の4点のことが位置付けられている。

②内容構成の考え方

他教科等の学習指導要領では、「目標」と「内容」で構成されているが、生活科の新設では、「3つの視点」の基本視点からさらに具体的視点「10の項目」をあげて最終的に「12の内容」の設定となっている。

(2) 平成11年学習指導要領改訂と生活科

①生活科の現状と課題

新設された教科、生活科であるが、各校で実践されたことがどのような状況であったのかが、平成10年に改訂された学習指導要領解説から読み取れることができる。生活科の現状と課題として

- ・児童の学習状況については、「直接体験を重視した学習活動が展開され、おおむね意

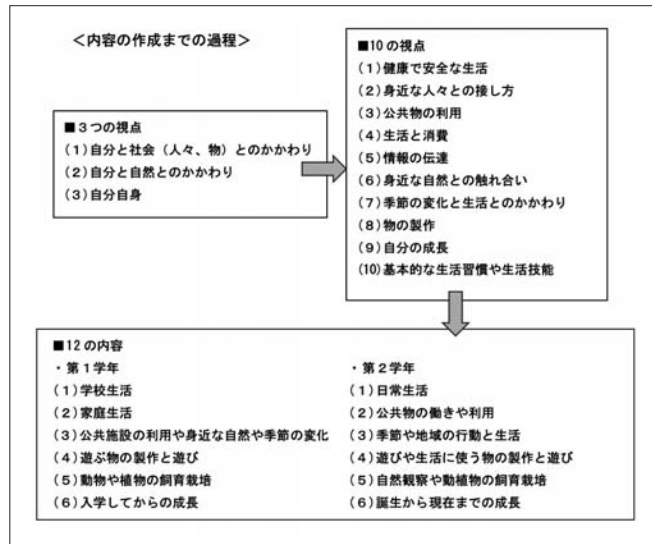


図1. 生活科の「内容」作成の過程

欲的に学習や生活をしようとする態度が育っている状況にあるが、一部に画一的な教育活動がみられたり、単に活動するだけにとどまっていて、自分と身近な社会や自然、人にかかわる知的な気付きを深めることが十分でない状況も見られる。」

としている。この課題の指摘の中で、生活科は、他教科等にはない教科性を表している活動・体験の重視という点を理解して各校が実践してきたことが読み取れるが、その活動・体験の内容が事例を参考することにとどまり各校で特色をもつまでに至っていなかったことや知的な気付きの指摘があるように教師の子どもの活動へのとらえ方が話題となっている。このことは、昭和20年代の「経験主義」への批判となった「這い回る経験主義」、
「活動あって学びなし」の再来とならないための警鐘としてとらえることもできる。

また、これまでの基本的視点の「自分と身近な社会（人々、物）とのかかわり」を「自分と人や社会とのかかわり」と表現を改め、それに伴って教科目標も「…自分と身近な社会や自然…」から「…自分と身近な人々、社会及び自然…」となり、これまでよりも一層、人とかかわりを重視されるようになった。

②内容の改善

この時の改善点として「内容」が、従前では第1学年6，第2学年6の合計12であったのが、学年別とせずに2学年で「学校と生活」「家庭と生活」「地域と生活」「公共物や公共施設の利用」「季節の変化と生活」「自然や物を使った遊び」「動植物の飼育・栽培」「自分の成長」の8つとし、ゆとりのある地域や実態に応じた弾力的な指導ができるようにしている。

また、従前の内容では、公園、乗り物や駅といった具体的な公共施設名などの記述があったが、地域や実態に応じた活動が展開できるようにしている。

そして、核家族化や少子高齢化などの社会の変化の現状から身近な幼児，高齢者，障がいのある人とかかわりなど，多様な人々と触れ合うことを重視している。

さらに、この時の学習指導要領の改訂では、3学年以上に「総合的な学習の時間」の新設があったが、生活科の内容の改善の中に、「総合的な学習の時間」との関連を配慮することや、国語，音楽，図画工作などの他教科等との合科的・関連的な指導の重視をあげている。

（3）平成20年学習指導要領改訂と生活科

①生活科の現状と課題

生活科の新設から2回目の改訂となり、答申案には、次のような課題の指摘があった。

- ・学習活動が体験だけで終わっていることや気付きを質的に高める指導が不十分であること。

この課題については、前回の改訂時にも指摘されたことであり、前回の課題から改善が上手く機能されなかったことが読み取れる。再度、課題としてあげられている点からも生活科の実践では、「活動・体験」のとらえ方とともに活動・体験で得られる「気付

き」に焦点をあてて実践していくことが求められる。

そこで、「気付きの明確化と気付きの質」を高めるとして具体的に改善点をあげている。「見付ける、比べる、たとえる」などの多様な学習活動を行うことを例として示している。

- ・表現の出来映えのみを目指す学習活動が行われる傾向があり、低学年の特質を生かした思考と表現の一体化の考え方にたった指導が行われていないこと。

この課題については、生活科の特有の表現活動の位置付けを示している。低学年において活動・体験中には、児童が知的、あるいは実際的な工夫をしても気付くことが難しい時期と考えられている。そこで、活動・体験後には表現活動を通した振り返りを位置付けていくことを新設時より重視されてきた。表現の出来映えを問題視するのではなく、本来の気付きの整理や定着として位置付けてきた表現活動の効果について改めて重視することが求められた。

- ・知的好奇心を高め、科学的な見方・考え方の基礎を養うための指導の充実を図る必要があること。

低学年で展開される生活科は、「自立への基礎を養う」として目標に表れているよるに、生活習慣上の自立、学習上の自立、精神的な自立を目指し、その基盤とした自立していく姿が中学年へとつながっていく。中学年への学習を視野に入れた時に理科の学習へのつながりから科学的な見方・考え方ということが重視された。その点から子どもの遊びの活動では、遊びの過程で「その面白さや自然の不思議さに気付く」ことが「内容」の文言に加わっている。

- ・生活の安全・安心に対する懸念が広まる中、安全教育を充実することや自然事象に接する機会が乏しくなっている状況を踏まえ、生命の尊さや自然事象について体験的に学習することを重視すること。

生活科の学び方は、活動・体験を通した学びとなるため学校から離れた活動を推進していくことが求められる。これらの学習は、安全性が基盤となって成立するものであり、以前と比べ交通安全だけではなく、不審者への対応などもあり、一層の安全・安心の活動・体験が求められるようになってきている。校外学習での体制づくり、子ども自ら安全に気を付ける態度を育てていくことが重要となってきている。

また、時代とともに自然とのかかわり方が希薄化となっている現状をとらえて自然とのかかわりがある活動・体験も重視されるようになってきており、このような考え方は、さらに継続されるものと考えられる。

- ・小1プロブレムなどからも幼児教育と小学校教育との具体的な連携を図ること。

小1プロブレムを代表として小学校へ入学後の児童の様相に関する問題が指摘されるようになってきた。その点からも幼児教育と小学校教育の接続や連携が重視されるようになった。特に幼児教育の考え方を生かして新設された生活科においては、幼児教育と

小学校教育の接続や連携の中核となって推進していくことが求められている。そこで、入学当初のカリキュラムをスタートカリキュラムとして卒園から入学の接続を具体的な手立て（カリキュラム）を示して改善を図ろうとしている。

②内容の改善

前回の学習指導要領の改訂では、各学年6つの内容、1・2学年で12の内容であったものが、2学年の中で8つの内容となった。今回の改訂での内容の改善は、従来の8つの内容に内容の（8）「生活や出来事の交流」を新たに位置付け、内容が9つとなった。今回の学習指導要領の改訂では、「言語活動の充実」として全教科等において重視されていた視点である。生活科においては、その視点から内容を1つ増やし、内容（8）として言語活動によって他者と交流して認め合ったり、振り返りとらえなおしたりすることが重要である。

- ・内容（6）「自然や物を使った遊び」について

学年の目標（2）を「自然のすばらしさに気付き」としたことに併せ、3学年での理科の科学的な見方・考え方とのつながりを考え、身近な自然や物を使って遊びや遊びに工夫してつくること、自然の不思議さに気付くことを明示している。

- ・内容（1）「学校と生活」について

学年の目標（1）で「安全で適切な行動」を加え、内容（1）においても地域や登下校の安全を重視する点から「その安全を守っている人々」について示している。

- ・内容（7）「動植物の飼育・栽培」について

前回の学習指導要領の中で動植物の飼育・栽培については、2学年にわたって取り扱うことにしてきたが、より一層重視することから内容の取扱いに「継続的な飼育・栽培を行う」ことの文言を加えている。

- ・第3学年以降の社会へのつながりを考えた内容

内容の中に第3学年以上の社会科を視野に入れた記述がみられる。内容（3）で「地域で働いている人を対象にする」こと、内容（4）で「公共物や公共施設を利用する」ことをあげている。

- ・9つの内容を階層性で表し、第1の階層を…内容（1），（2），（3），第2の階層を…内容（4），（5），（6），（7），（8），第3の階層を…内容（9）とし、各々の内容の位置付けが明確化された。

（4）平成29年学習指導要領改訂と生活科

平成29年学習指導要領の改訂では、子どもたちへ「生きる力」の育成から全ての教科等において「知識及び技能」,「思考力, 判断力, 表現力等」,「学びに向かう力, 人間性等」の3つの資質・能力の育成を明示した。生活科においては、発達段階を考慮して幼児教育と関連させて、「知識及び技能の基礎」「思考力, 判断力, 表現力等の基礎」と幼児教育と同様な目標を設定している。併せて目標において他教科等は、「…の見方・考え方を働か

せ…」との記述であるが、生活科では、「…生かし」とし、この点も幼児教育と同様である。

①生活科の現状と課題

新設から30年程経つ生活科であるが、今回の改訂で生活科の学び方である活動・体験を通して学びや活動後の表現活動の重視することについて定着してきていることが小学校学習指導要領の解説から読み取ることができる。

更に課題となることとして次のことをあげている。

- ・これまでの改訂でも常にとりあげられ「活動あって学びなし」という言葉に代表される活動・体験のとらえ方に関することとして特に思考力等の発揮の重要性を示している。
- ・幼児教育との接続を資質・能力からもとらえ、これまで以上に生活科の役割が重要視されるようになり、前回の生活科の改訂で示されたスタートカリキュラムにおいて今回の改訂では生活科に留まらず低学年の各教科等（国語科，算数科，音楽科，図画工作科，体育科，特別活動）などの他教科等へも重視するようにしている。
- ・これまでも重視してきた中学年への接続として、今回の改訂で明示された「育成する資質・能力」や「見方・考え方」とのつながりからも検討していく必要性をあげている。

②内容の改善

前回の改訂では、8つの内容から内容（8）「生活や出来事の交流」を加え、9つの内容とされ今回の改訂も同様である。また、内容を3つの階層で示したことも継承され、さらにこの階層を「学校，家庭及び地域の生活に関する内容」，「身近な人々，社会及び自然と関わる活動に関する内容」，「自分自身の生活や成長に関する内容」の3つに整理した。

- ・今回の改訂での「資質・能力の育成」の視点から内容を見直した。
- ・これまでも重視してきた「気付き」を重視し、「見付ける」「比べる」「たとえる」「試す」「見直す」「工夫する」などの多様な学習活動を工夫して実践していく。
- ・内容（7）「動植物の飼育・栽培」についてもこれまで同様に2学年にわたって取扱い，引き続き重視する。
- ・各教科等との積極的な関連を図り，幼児教育や中学年以降との接続，移行について重視している。

Ⅲ. 総合的な学習の時間の変遷

1. 総合的な学習の時間の新設に至るまで

総合的な学習の時間は、平成10年の学習指導要領の改訂において、新設された。平成8年の中央教育審議会の答申において総合的な学習の時間の創設について提言された。この答申では、「生きる力」が全人的な力であることを踏まえ、横断的・総合的な指導を一層推進することの必要性とともに一定のまとまった時間を設けて指導を行うことについて提言された。

この指摘を受けて平成10年の教育課程審議会の答申において、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開できるようにするとともに、横断的・総合的な学習などを実施できるようにするために、総合的な学習の時間を創設することが提言された。

2. 総合的な学習の時間の新設

(1) 生活科とは異なる新設の理由

総合的な学習の時間の新設では、学校教育法施行規則において各学校で教育課程上に位置付けることを定め、標準時数を3・4学年105時間、5・6学年110時間とした。この時間数は、国語、算数に次ぐ3番目に多い時間数である。また、学習の趣旨やねらい等は、学習指導要領の総則で定めている。生活科においては、従前の社会科と理科を廃止し、学習指導要領の第2章各教科、第5節として位置付き、時間数も社会科・理科の廃止に伴って生まれた時間数からの3時間を充てている。また、新設の理由についても幼児教育とのつながりから児童の発達段階に即した教科として生まれた。

一方、総合的な学習の時間においては、第1章総則の「第3節 総合的な学習の時間の取扱い」に位置付けている。新設の理由については、時代背景の中で各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を一層展開できるようにするための時間の必要性や「生きる力」を育むために既存の教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習を実施できる時間の必要性から新設されたものであり、生活科とは異なる。

(2) 新設の提示の仕方

生活科の新設では、学習指導要領において「目標」を示し、「内容」については、第1学年6つの内容、第2学年6つの内容をあげ、示された「内容」をもとに各学校では、全面実施前の移行期間に年間指導計画の作成を行った。生活科の年間指導計画の作成は、提示された「内容」を取り込みながらも各学校の環境、季節等を生かした他教科等とは異なり、各学校の特色や独自性のある計画として作成してきた。

一方、総合的な学習の時間についても実践するにあたり生活科と同様に各学校での年間指導計画の作成が求められた。総合的な学習の時間の学習指導要領の総則では、教育課程上の位置付けと授業時間数を提示し、さらに「趣旨」、「ねらい」、「学習活動の例示」、「名称について」、「配慮する事項」について示している。総合的な学習の時間の提示方法とし

で特筆すべきことは、生活科のように「目標」「内容」をあげるのではなく、「趣旨」や「ねらい」等の提示にとどめ、各学校では、総合的な学習の時間の趣旨やねらい等を踏まえて、「目標」「内容」を検討し、作成する点である。これは、各学校の環境や実態に即した特色ある活動を計画していくことを意味している。

(3) 平成15年一部改正と総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の新設後、平成15年に一部改正を行っている。改正点として次のことがあげられている。

- ・各教科や道徳、特別活動で身に付けた知識や技能等を関連付け、学習や生活に総合的に働くようにすること。
- ・各学校において目標や内容を定めるとともに全体計画を作成する必要があること。
- ・教師が適切な指導を行うとともに学校内外の教育資源を積極的な活用を工夫すること。

総合的な学習の時間の新設にあたり、提示の仕方は、この時間の趣旨、ねらい等にとどめて各学校によって目標や内容等を検討、設定をすることで各学校による特色ある活動を期待していたが、実践していく上での各学校の計画についての課題が上記の文言から伺い知ることができる。全体計画の必要性については、新たに「第1章 第3の4」に位置付けその重要性を示している。特に、「教科等との関連付け」や「教師が適切な指導を行う」という点からは、総合的な学習の時間の本来のねらいを教師が適切に理解していないことや教師間の実践の差が生じてきたことも想像できる。

さらに、配慮事項についても、目標、内容を位置付けること、教師が適切に指導を行うことを強調している。新たに、学校図書館等の施設活用や社会教育関係団体等との連携、地域教材、学習環境の活用など学習の過程において学校内外の施設、団体等の積極的活用についても示している。

(4) 平成20年学習指導要領の改訂と総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、新設され実践する過程において実施の難しさから、各学校において目標や内容を明確に設定していない、児童においての実践の検証や評価を十分に行っていない、教科との関連に十分配慮していないなどの課題が見られ、前述したように平成15年に一部改正を行った。さらにそれから5年程経ったところで平成20年学習指導要領の改訂を迎えた。

①総合的な学習の時間の現状と課題

今回の改訂では、次のような成果と課題があげられていた。

- ・実施状況から大きな成果が見られる学校がある一方で、当初の趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない、小中との間で同様な活動を行うなどの重複が見られる。
- ・状況の改善のためにねらいを明確にし、子どもたちに身に付けさせたい力や学習活動の示し方について検討する必要がある。
- ・総合的な学習の時間において補充学習や運動会の準備の時間とするなどの例が見ら

れ、関連する教科内容や特別活動等との関係を整理する必要がある。

総合的な学習の時間は、新設より10年程経つが、上記の課題から各学校において総合的な学習の時間を適切に理解されていない状況が散見され、この学習の時間の理解することの難しさを表しているものと考えられる。

②総則から学習指導要領 第5章への位置付け

新設時では、学習指導要領の総則に位置付けられていた総合的な学習の時間であるが、今回の改訂で、総則から取り出し新たに第5章として位置付けて指導の充実を図ることとなった。

③9に及ぶ改善の具体的事項

総合的な学習の時間の新設時は、趣旨やねらい等の提示にとどめ、その後平成15年の一部改正で、目標、内容、全体計画の設定についての改善が示された。そして、今回の改訂においては、9（小学校に関して）に及ぶ「改善の具体的事項」も示された。

- ・児童が日常生活の課題を発見し解決しようとするなど、実社会や実生活とのかかわりを重視する。教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な活動を行うことをより明確にする。
- ・学校間・学校段階間の取組の差の改善のために育てたい力の視点を例示する。
- ・育てたい力や取り組む学習活動や内容を明確にし、適切に評価する。
- ・学習の例示に小学校では、地域の人々の暮らし、伝統や文化に関する学習活動などを例示として加える。
- ・国際理解に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して体験や調査などの学習活動が行われるように配慮する。
- ・情報に関する学習を行う際には、問題の解決や探究的な活動を通して情報の受信、収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりする学習が行われるように配慮する。
- ・互いに教え合い学び合う活動や他者と協同して課題を解決しようとする学習活動を重視するとともに言語により分析し、まとめ・表現する問題や探究的な活動を重視する。
- ・コーディネート役を果たす人材の育成等の十分な条件整備を行う必要がある。
- ・総合的な学習の時間の趣旨やねらいを踏まえた適切な学習活動が行われるように学校全体として組織的に取り組み、点検・評価する。

④目標の設定と探究的な学習の重視

総合的な学習の時間のこれまでの目標は、各学校で設定としてきたが、今回の改訂では、第1の目標を設定し、各学校では第1の目標を踏まえて第2の目標を設定して実践することとなった。

目標の記述には、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して…」として探究的

な学習を重視することを示している。また、その探究的な学習の示し方も各学校でイメージしやすいように具体的なモデルとして「課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現」の探究のプロセスを提示した。

(5) 平成29年学習指導要領の改訂と総合的な学習の時間

総合的な学習の時間においては、新設時は各学校で目標を設定した考え方であったが、平成20年の改訂時では、学習指導要領で第1の目標をあげ、この目標を踏まえて第2の目標を各学校で作成、設定することとなった。

平成29年学習指導要領の改訂では、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成を明示し、各教科等の目標においてもその資質・能力を(1)～(3)として第1の目標に明示している。そして、平成20年の学習指導要領と同様に第2の目標として各学校で作成、設定することを求めている。

①総合的な学習の時間の現状と課題

今回の改訂において、全国学力・学習状況調査の分析等から探究のプロセスを意識した学習活動に取り組んでいる児童ほど各教科の正答率が高い傾向にあること、探究的な学習活動に取り組んでいる児童が増えていることが明らかになった。成果として具体的に提示されたことは、これまでの改訂ではみられなかったことであり、学習の趣旨・理念を理解して実践することが重要であることとともに、これまでの改訂の改善を十分に実践に生かしていない学校との間での差異が生じてきた現状を示しているのとらえることもできる。

また、課題としては、今回の学習指導要領で重視されるようになった資質・能力の育成について各教科等の相互の関わりを意識し、学校全体で対応したカリキュラム・マネジメントが行われることが求められる。また、前回の改訂で示された探究のプロセスの中でも「整理・分析」、「まとめ・表現」に対する取り組みが十分ではないという課題も示された。

②課題から改善へ

上記の課題から次のような改善するための視点を提示している。

- ・目標の実現にふさわしい探究課題を設定し、その際に育成する具体的な資質・能力を育成すること。
- ・各教科等との関連付けや実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなること。
- ・探究のプロセスの「整理・分析」、「まとめ・表現」の課題となったことに対応し、協働して課題を解決しようとする学習活動、「考えるための技法」やコンピュータ等を活用した学習活動が行われるようにすること。「考えるための技法」については、10の技法の例や「思考ツール」の活用などをあげ具体的に示している。
- ・これまでも取り上げてきた自然体験やボランティア活動などの体験活動の重視や学校内外の学習環境を積極的に活用すること。

- ・プログラミングの学習活動を行う場合は、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。プログラミングについては、実践するにあたり使い方等のスキルの学習も必要となるが、総合的な学習の時間がそのような時間とならないように敢えて「探究的な学習の過程に適切に位置付く」としている点に注視したい。

IV. 生活科と総合的な学習の時間の比較

1. 生活科と総合的な学習の時間の共通点

(1) 総合的な学習

総合的な学習の時間の新設の際に低学年に総合的な学習の時間を設定しない理由の中に、「低学年においては、総合的な性格である生活科があること」ということから生活科も総合的な学習の時間も学習の過程において国語、社会、算数、理科…等々の他教科で得たもの学習に生かしたり関連させたりする他教科等を総合的に扱う視点をもって実践していくことが求められる。

(2) 同様の学びの原理

総合的な学習の時間は、目標に「…自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え…」とあるように教師が事前に指導目標をたてて、その目標に向けて取り組む学習ではなく、子どもが課題を設定する「子ども主体」の学習である。生活科においても「子どもの思い・願いを活動につなげ取り組んでいく学習」であることから同様に「子ども主体」の学習である。

総合的な学習の時間は、探究的な学習を重視しているが、この探究的な学習では、子どもが自ら見付けた「課題」を設定し、この課題の解決に向けて探究のプロセスの中で学ぶ。また、生活科においては、発達段階上、課題というとらえ方ではないが、学習の原動力となる子どもの思い・願いを重要視している。その点から「課題中心」という点で2つの教科・学習は共通している。

さらに、生活科は、その学び方として、新設時より目標に明示されている「…具体的な活動・体験を通して…」とあるように「体験重視」の考え方に立っている。総合的な学習の時間においても情報を収集したり、整理・分析したりする探究的な学習を重視している点から生活科と同様に「体験重視」の学習といえる。

このように学びの原理として「子ども主体」「課題中心」「体験重視」という点で生活科と総合的な学習の時間は、共通している。

2. 生活科と総合的な学習の時間の異なる点

(1) 教育課程上の位置付け

生活科は、教科として位置付けられ、他教科同様に教科書がある。一方、総合的な学習

の時間は、教科ではなく「…時間」として位置付けられ、各学校の実態、環境を生かして学習を計画するなど、他教科等とは異なる学習である。

(2) 新設の背景

生活科の新設については、低学年の発達段階に即した学習、幼児教育との接続・関連を重視した新たな学習の必要性から生まれたものである。一方、総合的な学習の時間については、国際理解、情報、福祉…等々の教科の枠を超えた横断的・総合的な学習の必要性やこれからの児童の学び方として自ら学び、自ら考えることの重視などの時代背景から生まれたものである。

(3) 指導要録上の評価

指導要録上の記述の仕方についても生活科は、他教科と同様に観点学習状況による3観点による評価を行い記述する。一方、総合的な学習の時間では、学習指導要領に示す「第1目標」を踏まえ、具体的に定めた目標、内容に基づいて、生活科と同様に3つの観点到して児童の学習状況の評価するが、指導要録上の記述では、観点のうち児童の学習状況の顕著な事項についてその特徴を端的に文章で記述するとしている。

V. まとめ

生活科、総合的な学習の時間においては、他教科等に比べ新設後の歴史が浅いという点や互いに新設から定着するまで過程の難しさを迎っているなどの共通点が見られる。

生活科については、身近な地域の社会環境や自然環境、季節の変化等を各学校で捉え、総合的な学習の時間についても子どもたちにどんな力を身に付けるかの探究課題を設定するなどしてどちらも学校独自の年間指導計画を作成することが必要である。年間指導計画の作成の際には、カリキュラム・マネジメントの考えに立って作成するまでには、教員たちが役割をもって組織的に作成し、作成後においてもPDCAサイクルを生かした毎年、改善していくことが求められる点でも共通している。

学習指導要領の改訂についてみると、生活科については3回の改訂、総合的な学習の時間についても途中一部改正もあるが、2回の改訂を経て今日に至る。両方に共通している点として教師側に指導内容があってそれを指導するという考え方ではなく、子どもが自ら学ぶ対象を見付けて取り組んでいく学習、その学習も活動・体験を通した学びであるということがあげられる。指導内容があって指導するような他教科等と異なる点から教師自身が生活科、総合的な学習の時間の理解をすることが極めて重要である。

これまでの改訂での課題についてみると、生活科については、活動・体験を通して生まれる子どもの気づきの質について継続的に問題視されてきた。一方、総合的な学習の時間についても補充授業や運動会の準備の例としてあげていた学習の誤った理解もみられ、探究的な学習といった適切な学習の方向性を改訂の度に示し続けてきた。

生活科も総合的な学習の時間も学習指導要領の改訂の度に、各々の学習について確認し、適切な方向性に推進できるように、言わば学習指導要領が指針役となっていたことと考えることができる。特に、総合的な学習の時間については、各学校の特色ある教育活動を願い、新設当時に「趣旨、ねらい」程度にとどめていたものが、その後の改訂では、各学校の実践状況をとらえながら課題となるものを明示し、改善策をその都度提示してきたことは、この学習の理解と実践の難しさを表している。

このような教科（…時間）の理解と実践の難しさは、他教科等と異なり「子ども主体の学習」「課題中心の学習」「体験重視の学習」の原理とした学習であることに起因しているものと考えられる。しかし、この2つの教科（…時間）は、新設時よりこれからの授業像としている「主体的な学び」をすでに実践してきたことからこれからさらに重要視されるものと考えられる。教師は、これまでもそうであったように「子ども主体の学習」でのかかわり方を実践を通して学ぶ姿勢が求められるものと考えられる。

<参考文献>

- 1) 文部省 1967年（昭和42年）教育課程審議会答申
- 2) 文部省 1971年（昭和46年）中央教育審議会答申
- 3) 文部省 1975年（昭和50年）教育課程審議会（中間まとめ）
- 4) 文部省 1976年（昭和51年）教育課程審議会答申
- 5) 文部省 1986年（昭和61年）臨時教育審議会第2次答申
- 6) 文部省 1986年（昭和61年）教育課程審議会（中間まとめ）
- 7) 文部省 1989年（平成元年）小学校指導書 生活編
- 8) 文部省 1999年（平成11年）小学校学習指導要領解説 生活編
- 9) 文部省 1999年（平成11年）小学校学習指導要領解説 総則編
- 10) 東洋館出版 2002年（平成14年）小学校 生活科・総合的な学習 基礎・基本と学習指導の実際 嶋野道弘編著
- 11) 文部科学省 2004年（平成16年）小学校学習指導要領解説 総則編（一部補訂）
- 12) 文部科学省 2008年（平成20年）小学校学習指導要領解説 生活編
- 13) 文部科学省 2008年（平成20年）小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編
- 14) 文部科学省 2017年（平成29年）小学校学習指導要領解説 生活編
- 15) 文部科学省 2017年（平成29年）小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編

